

23豊農委第19-4号
平成23年5月11日

豊前市監査委員 矢 鳴 学 様
豊前市監査委員 磯 永 優 二 様

豊前市農業委員会
会 長 松 本 克 己

定期監査等の結果について(回答)

平成23年3月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 農業委員会総会議事録の作成について

【指摘の要旨】

農業委員会は、毎月一回総会を開催し議事録を作成している。議事録には2名の出席委員の署名捺印がなされているが、署名捺印がなされた日付のないものが散見された。また豊前市農業委員会会議規則第13条第3項では、会議録は、委員会の事務所に備え付け、一般の縦覧に供しなければならないとなっているが、縦覧についての告示がなされていない。縦覧は、議事録の正確を期するため関係人をして過誤の有無を検討させ、異議の申し立て等の機会を与えるものであるため、法並びに規則の規定に基づいた事務処理をされたい。

【措置内容】

総会議事録は農業委員会等に関する法律第二十七条に基づき、平成23年4月総会議事録より議事録署名人2名の署名捺印後、縦覧用(コピー)を作成し、

委員会の事務所に備え付け随時縦覧を行います。内容等について質問、異議の申立てについては申請、審査、許可（3条）、県への意見書進達（第4、5条）内容について説明を行います。

2．各種申請の事務処理について

【指摘の要旨】

農地法に基づく農地又は採草放牧地の賃貸借の合意解約書の様式が、平成21年の農地法改正前の条項であったので、早急に様式の見直しをされたい。

また、合意解約書の受理にあたり、合意解約を行った日付のないものが散見される中、農業委員会の確認がなされており、どの様な方法で確認したのか疑問が生じる。農業委員会の審査体制や審査のあり方等、審査制度全般に対する信頼性に係わることなので、関係書類の受理から審査に至るまでの一連の事務処理に当たっては内容の精査と厳正な審査に努められたい。

【措置内容】

様式の見直しを行い、日付等届出書の内容の確認、審査を行い事務の適正化を図ります。

3．農地対策について

【指摘の要旨】

耕作放棄地対策については、農業委員による農地パトロールが年1回実施され改善指導が継続され一定の成果が上がっているが、各農業委員からの報告の取りまとめが不十分であるため、年度毎の推移が不明である。毎年、農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価が豊前市のホームページで公表されているが、その中で活動実績の数字の算定根拠が不明確なものがあったので、今後の耕作放棄地対策の上からも適格に把握され、正確を期するよう改善を要望する。

また農地転用については、近年多く見られた違反転用が農地法の改正により違反転用の処分・罰則が強化され、さらに農業委員によるパトロールの強化等で減少傾向にあるが、過去の経緯及び指導の結果や現在の状況等の取りまとめが不十分である。今後の農地対策として、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、適切に整理及び取りまとめを行うよう改善を要望する。

【措置内容】

耕作放棄地対策については、農地パトロールの強化と各農業委員から随時報告、集落座談会での広報、耕作台帳との照合を行い、耕作放棄地の把握と所有

者の農地管理状況、貸借の意向等を集約する。目標値を設定し、農地の管理指導、借り手の紹介等を行い耕作放棄地の解消（目標達成）に努めます。

違反転用、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、違反が起こらないために3、4、5条申請について市民への啓発を行います。

4．備品及び備品台帳の管理について

【指摘の要旨】

所管する備品については、台帳を備え常に保管の状況を明らかにしておかなければならないことになっている。新しい備品については台帳の更新がされているが、使われていない公印や古い備品で廃棄された物・不明な物、備品でなく消耗品である物等が台帳に記載されている。備品の管理が軽視されることがないように適正な備品台帳の整備を要望する。

【措置内容】

備品台帳の整備を行い適正に備品の管理を行います。